

昭和二十五年政令第二百七十七号

船主相互保険組合法施行令

内閣は、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第十一條第一項、第五十一條、第五十二條第一項及び第五十四條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（加入の申込みに係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第一条 船主相互保険組合（以下「組合」という。）に加入しようとする者は、船主相互保険組合法（以下「法」という。）第十四條第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該組合の発起人に対し、その用いる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第三條において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合に加入しようとする者は、当該組合の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該組合の発起人に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合の発起人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（創立總會等について準用する会社法の規定の読替え）

第二条 法第十五條第七項の規定において創立總會について法第三十三條第六項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十條第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: Readable text (読み替えられる会社法の読み替えられる字句) and Replacement text (読み替える字句). Rows include Article 30, Article 15, and Article 8.

第八百三十六條第株主又は設立時株主 組合員一項（監査役に係る部分を除く。）

行役若しくは、又は清算人であるときは、又は本人が設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役

（代理権を証する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第三条 法第三十三條第一項の規定により議決権を行使する代理人は、同條第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該組合に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による承諾を得た代理人は、当該組合から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該組合に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（代理人による代理権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第三十三條第六項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十條第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: Readable text (読み替えられる会社法の読み替えられる字句) and Replacement text (読み替える字句). Rows include Article 30, Article 15, and Article 8.

第八百三十六條第株主又は設立時株主 組合員一項（監査役に係る部分を除く。）

行役若しくは、又は清算人であるときは、又は本人が設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役

（定款又は組合員名簿について準用する法の規定の読替え）

第六条 法第三十八條第三項の規定において定款又は組合員名簿について法第三十三條の二第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七條 法第三十九條第二項の規定において参事について会社法第十二條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（組合の計算について準用する保険業法の規定の読替え）

第八条 法第四十四條の八の規定において組合の計算について保険業法（平成七年法律第五十五号）第一百六條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: Readable text (読み替えられる会社法の読み替えられる字句) and Replacement text (読み替える字句). Rows include Article 30, Article 15, and Article 8.

おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: Readable text (読み替えられる読み替えられる字句) and Replacement text (読み替える字句). Rows include Article 40, Article 41, Article 42, Article 43, Article 44, Article 45, Article 46, Article 47, Article 48, Article 49, Article 50, Article 51, Article 52, Article 53, Article 54, Article 55, Article 56, Article 57, Article 58, Article 59, Article 60, Article 61, Article 62, Article 63, Article 64, Article 65, Article 66, Article 67, Article 68, Article 69, Article 70, Article 71, Article 72, Article 73, Article 74, Article 75, Article 76, Article 77, Article 78, Article 79, Article 80, Article 81, Article 82, Article 83, Article 84, Article 85, Article 86, Article 87, Article 88, Article 89, Article 90, Article 91, Article 92, Article 93, Article 94, Article 95, Article 96, Article 97, Article 98, Article 99, Article 100.

第十二条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

附則 (昭和四九年三月三〇日政令第七二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五九年六月六日政令第一七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北運輸局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	東北運輸局長
東北運輸局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)	新潟運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
関東運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運監理部長	神戸海運監理部長
札幌運輸局長	北海道運輸局長
仙台運輸局長	東北運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長
東京運輸局長	関東運輸局長
名古屋運輸局長	中部運輸局長
大阪運輸局長	近畿運輸局長
広島運輸局長	中国運輸局長

高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附則 (昭和五九年九月二二日政令第二七三号)

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成七年二月二二日政令第四二六号)

この政令は、保険業法の施行の日(平成八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年一月二〇日政令第三六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附則 (平成一〇年二月二五日政令第三九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則 (平成二七年一月二八日政令第二三三号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (令和三年二月三日政令第二二一号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(令和三年三月一日)から施行する。

附則 (令和三年八月四日政令第二二三号)

この政令は、令和三年九月一日から施行する。